

あんしん暮らし情報



税・保険・年金

西東京市民カードは交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは弾力性が弱く割れやすいため、交換可能です。

□交換場所 ●市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階) ●出張所

持対象の西東京市民カード・来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証など) ※代理人による申請の場合は委任状が必要 ※カード表面の8桁の番号が判別できない場合は、下記へ

▶市民課 田 042-460-9820

保 042-438-4020



福祉・健康

肝炎ウイルス・大腸がん・前立腺がん検診

□検診期間 9月2日(月)～12月20日(金)
□申込期間 7月16日(火)～11月29日(金)(消印有効)

※年齢は令和7年3月31日時点

※検診場所は市内指定医療機関

【以下の方は申込不要】

①市で実施する特定健診・一般健診を受診する方(6月または7月下旬に受診券を送付。健診と同時実施)

②肝炎ウイルス検診は、当検診を未受診で、①以外の40・45・50・55・60・65・70歳の方

◆肝炎ウイルス検診

内血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査) 持当検診を未受診の年度末年齢40歳以上の方

◆大腸がん検診

内便潜血検査(2日法) 持年度末年齢で40歳以上の方

※大腸がんで治療・経過観察中の方は対象外

◆前立腺がん検診

内血液検査(PSA検査) 持年度末時点で50～74歳の偶数年齢の男性

※前立腺がんで治療中、経過観察中の方は対象外

¥500円(生活保護世帯等の方は受給証明書持参で無料)

□申込方法(全検診共通)

●市 田 から

●はがき: 検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、〒202-8555 市役所健康課へ郵送

●窓口: 健康課(防災・保谷保健福祉総合センター4階)・保険年金課(田無庁舎2階)

▶健康課 保

042-438-4021



市 田

「介護保険と高齢者福祉の手引き」の改訂版を発行

介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載しています。また、今年度より介護保険事業者の一覧も掲載していますので、ぜひご活用ください。

□配布開始 7月22日(月)から

□配布場所 ●高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階) ●出張所 ●地域包括支援センター

▶高齢者支援課 田

042-420-2816



くらし・環境

おくやみ窓口をご利用ください

身近な方を亡くされたご遺族がご負担なく市役所で手続きが行えるよう、ワンストップでご遺族を支援する「おくやみ窓口」を開設しています。ご葬儀の日から3週間後を目安にご利用ください。

□開設時間 平日(土・日・祝除く)、

市役所開庁日 ●午前9時30分～10時30分 ●午前10時45分～11時45分 ●午後1時～2時 ●午後2時15分～3時15分

□予約方法 希望日の3開庁日前までに電話・市 田 から

場 田無庁舎2階おくやみ窓口ブース

持死亡時に市に住民登録をしていた方のご遺族

▶市民課 田 042-460-9820

成人歯科健康診査

申込期限 10/31(木)(消印有効)

□検診期間 6月1日～11月30日(土)

持年度末時点で18歳以上の方

※年齢は令和7年3月31日時点

※年度末時点で25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の方は申込不要(転入者は要申込)

田 申込方法は下記へ

骨粗しょう症検診

申込期間 7/16(火)▶10/10(木)(消印有効)

□検診期間 9月2日(月)～10月31日(木)

持年度末時点で40・45・50・55・60・65・70歳の女性

※年齢は令和7年3月31日時点

※検診場所は市内指定医療機関

内骨密度測定・生活指導

※8月下旬以降、順次受診券を発送

田 申込方法は下記へ

□申込方法

●市 田 から

●はがき: 健(検)診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を〒202-8555 市役所健康課成人歯科健診担当/骨粗しょう症検診担当へ郵送

●窓口: 健康課(防災・保谷保健福祉総合センター4階)・保険年金課(田無庁舎2階)

▶健康課 保 042-438-4021



市 田

教育長

7/1 付で任命

6月18日の市議会で教育長として同意された後藤彰(ごとうあきら)氏が、7月1日付で再任されました。任期は、7月1日～令和9年6月30日の3年間です。

▶教育企画課 田 042-420-2822



「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険

認定証有効期限

7/31(水)

申請場所

保険年金課(田無庁舎2階)

市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

すでにをお持ちの方も申請が必要です。

持●来庁者の本人確認ができるもの

●認定証を作る方の保険証

●マイナンバー確認書類

□認定証とは

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上記認定証を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計

を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

□70～74歳の方

所得区分によっては、被保険者証兼高齢受給者証が認定証の役割を兼ねている方もいらっしゃいます。認定証の申請が必要かどうかは、下記までお問い合わせください。

▶保険年金課 田 042-460-9821

後期高齢者医療保険

過去に交付されたことがあり、8月以降も交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。届いたら、氏名・生年月日・適用区分などの記載内容をご確認ください。8月以降交付対象外となる方には郵送しませんのでご注意ください。

□自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口に提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

□自己負担割合が3割の方

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口に提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで交付されたことがなく、今回交付を希望する方は、下記までお問い合わせください。

現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日(木)以降、個人情報に留意のうえ、ご自身で破棄可能です。

なお、12月2日(月)からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から減額認定証および限度額認定証の新規交付は終了となります。12月1日(日)までに交付された減額認定証および限度額適用認定証は、住所や適用区分などに変更がなければ、減額認定証および限度額適用認定証に記載されている有効期限まで(最長で令和7年7月[※])使用できます。

田 制度について…広域連合お問い合わせセンター 0570-086-519 (IP電話・PHSからは03-3222-4496)

▶保険年金課 田 042-460-9823